

# 第82回 定時株主総会招集ご通知



日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時



場所

神戸市中央区港島中町六丁目9番1号

神戸国際会議場 4階

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
8名選任の件

<株主提案>

第3号議案 定款一部変更の件（「買収防衛  
策導入等の手続」の新設）

第4号議案 定款一部変更の件（「取締役選  
任基準」の新設）

第5号議案 剰余金処分の件

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず議決権を有するすべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、定時株主総会決議ご通知は、書面によるご送付に代えて当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

目次

第82回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	17
計算書類	33
監査報告	35

 兵機海運株式会社

証券コード 9362  
2025年6月10日

株主の皆様へ

神戸市中央区港島三丁目6番地1  
**兵機海運株式会社**  
代表取締役社長 大東 慶治

## 第82回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.hyoki.co.jp/contents/ir/meeting.html>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「兵機海運」又は「コード」に当社証券コード「9362」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目9番1号  
神戸国際会議場 4階  
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第82期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- <会社提案>
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- <株主提案>
- 第3号議案 定款一部変更の件（「買収防衛策導入等の手続」の新設）
- 第4号議案 定款一部変更の件（「取締役選任基準」の新設）
- 第5号議案 剰余金処分の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1)ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案には「賛」、株主提案には「否」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2)株主提案である第5号議案「剰余金処分の件」は、会社提案である第1号議案「剰余金処分の件」の対案として、両立しない関係にあります。従いまして、双方に賛成された場合には、第1号議案及び第5号議案への議決権の行使は、いずれも無効としてお取扱いいたしますので、ご留意ください。
- (3)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (4)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
\* 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

\* 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

\* 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の業務の適正を確保するための体制
- ② 事業報告の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ④ 計算書類の個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** ▶ 2025年6月25日（水曜日）  
午後5時到着分まで



### 株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** ▶ 2025年6月26日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案に対する賛否のご表示がない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。また、株主提案である第5号議案「剰余金処分の件」は、会社提案である第1号議案「剰余金処分の件」の対案として、両立しない関係にあります。従いまして、双方に賛成された場合には、第1号議案及び第5号議案への議決権の行使は、いずれも無効としてお取扱いいたしますので、ご注意ください。

### 議決権行使書用紙イメージ

| <p><b>議決権行使書</b> 株主番号</p> <p><b>兵機海運株式会社</b> 御中</p> <p>私は、2025年6月26日現在の貴社<br/>第2号取締役候補者（候補者または候補会<br/>を含む）における各議案につき、右記（賛否を<br/>○印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2025年6月 日</p> <p>各議案につき賛<br/>否の表示をされ<br/>ない場合は、各<br/>議案については、<br/>「賛」の表示が<br/>あったものとし<br/>て取扱いします。<br/>兵機海運<br/>株式会社</p> <p>株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切り離さずそのまま受付にご提出ください。</p> | <p>議決権行使書用紙</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">会社提案</th> <th colspan="2">株主提案</th> </tr> <tr> <td>議案第1号</td> <td>議案第2号</td> <td>議案第3号</td> <td>議案第4号</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>議案第6号</td> <td>議案第7号</td> <td>議案第8号</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>ご留意<br/>第1号議案と第5号議案<br/>とは、相対関係にあり<br/>ます。従いまして、第1号<br/>議案および第5号議案の<br/>いずれにも賛成する旨の<br/>表示を致しません。それ<br/>ぞれの議案への議決権行<br/>使は無効として取り扱<br/>います。</p> | 会社提案  |       | 株主提案 |  | 議案第1号 | 議案第2号 | 議案第3号 | 議案第4号 | 議案第5号 | 議案第6号 | 議案第7号 | 議案第8号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | <p>お 願 い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月25日午後5時までに到着するようご返送ください。</li> <li>2. 第2号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考資料」に掲載の当該候補者の番号をご記入ください。</li> <li>3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。</li> </ol> <p><b>兵機海運株式会社</b></p> | <p>第3号議案～第5号議案は、一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案にいずれも反対しております。詳細は9頁及び16頁をご参照ください。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 会社提案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 株主提案  |       |      |  |       |       |       |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                    |
| 議案第1号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 議案第2号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 議案第3号 | 議案第4号 |      |  |       |       |       |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                    |
| 議案第5号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 議案第6号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 議案第7号 | 議案第8号 |      |  |       |       |       |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                    |
| ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○     | ○     |      |  |       |       |       |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                    |
| ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○     | ○     |      |  |       |       |       |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                    |

↑ こちらを切り取ってご返送ください。

### こちらに、各議案に対する賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：【賛】の欄に○印
- ▶ 反対の場合：【否】の欄に○印
- ▶ 会社提案（第2号議案）の候補者の一部に反対の場合、【賛】の欄に○印をし、反対される候補者の番号をご記入ください。

#### 会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

| 議案  | 原案に対する賛否 |       |
|-----|----------|-------|
| 第1号 | 賛        | 否     |
| 第2号 | 賛        | 否     |
|     | (無し)     | (を除く) |

#### 株主提案議案

| 議案  | 原案に対する賛否 |   |
|-----|----------|---|
| 第3号 | 賛        | 否 |
| 第4号 | 賛        | 否 |
| 第5号 | 賛        | 否 |

#### 株主提案にご賛同される場合

| 議案  | 原案に対する賛否 |       |
|-----|----------|-------|
| 第1号 | 賛        | 否     |
| 第2号 | 賛        | 否     |
|     | (無し)     | (を除く) |

#### 株主提案議案

| 議案  | 原案に対する賛否 |   |
|-----|----------|---|
| 第3号 | 賛        | 否 |
| 第4号 | 賛        | 否 |
| 第5号 | 賛        | 否 |

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### <会社提案（第1号議案及び第2号議案）>

##### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は配当方針を「企業業績および今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な配当」と定めております。安定配当を基本としつつ、EPS（1株当たり当期純利益）が100円を上回る場合は、配当性向30%以上または1株当たり50円のいずれか高い基準での配当を実施させていただきます。

この方針に基づき、第82期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき115円とさせていただきますたく存じます。

100年企業を目指し、役職員一丸となり社業の発展に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、ご理解をいただき、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

#### <期末配当に関する事項>

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金115円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は137,636,945円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月27日といたしたいと存じます。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、再任6名及び新任2名を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者のうち、尾寄朋史氏及び佐藤清氏については、当社が大和工業グループとの間で締結した2025年1月31日付資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）に基づき、同グループとの業務提携を円滑に推進させ、当社の持続的な成長と同グループとのシナジーを実現するための増員であります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | おおひがし ようじ<br>大 東 洋 治<br>(1946年4月24日生) | 1970年4月 当社入社<br>1997年4月 神戸営業部長<br>2000年6月 取締役神戸第一支店長<br>2003年6月 常務取締役神戸第一支店長<br>2004年2月 代表取締役社長<br>2024年6月 代表取締役会長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>兵庫海運組合理事長                                   | 26,100株            |
| 2     | おおひがし けいじ<br>大 東 慶 治<br>(1973年11月2日生) | 2002年4月 当社入社<br>2020年4月 執行役員倉庫部長<br>2021年4月 執行役員倉庫部長倉庫事業担当<br>2021年6月 取締役倉庫部長倉庫事業総括担当<br>2022年4月 営業副本部長<br>AEO法令監査部門責任者<br>2022年6月 常務取締役<br>2023年6月 AEO総括管理部門責任者<br>2024年6月 代表取締役社長（現任） | 5,400株             |

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                 | 所<br>有<br>す<br>る<br>の<br>株<br>式<br>数 |
|-----------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 3         | うちだ かずひこ<br>内 田 一 彦<br>(1969年9月30日生)         | 1988年4月 兵庫県警察 警察官拝命<br>2020年4月 兵庫県警察退職<br>2020年7月 当社入社<br>2021年4月 執行役員姫路支店ヤマトスチール事業部統括部長<br>2022年6月 取締役姫路支店ヤマトスチール事業部統括部長<br>2023年4月 取締役管理部担当<br>2024年4月 取締役倉庫部長(現任)<br>2024年6月 港運・倉庫事業担当(現任) | 2,900株                               |
| 4         | まつおか かずよし<br>松 岡 和 良<br>(1961年12月6日生)        | 1980年4月 当社入社<br>2015年7月 姫路支店長<br>2019年4月 執行役員姫路支店長<br>2023年6月 取締役姫路支店長(現任)<br>2024年6月 内航事業担当(現任)                                                                                              | 3,900株                               |
| 5         | たなか きよたか<br>田 中 清 隆<br>(1963年5月10日生)         | 1987年4月 株式会社広島銀行入行<br>2019年5月 同行退行<br>2019年6月 当社入社 営業本部室室長<br>2022年7月 執行役員営業本部室長<br>2024年4月 外航部長(現任)<br>2024年6月 取締役営業本部室長(現任)<br>外航事業担当(現任)                                                   | 900株                                 |
| 6         | うめざき しんいち<br>梅 崎 慎 一<br>(1966年2月4日生)         | 1988年4月 株式会社兵庫相互銀行(現株式会社みなと銀行)入行<br>2022年4月 当社へ出向 財務部次長<br>2023年4月 当社へ転籍 執行役員財務部長<br>2024年6月 取締役財務部長 財務担当(現任)                                                                                 | 700株                                 |
| 7         | おさき ともふみ<br>尾 崎 朋 史<br>(1964年8月20日生)<br>【新任】 | 1988年4月 三井物産株式会社入社<br>2009年2月 米国三井物産株式会社 事業総括室長<br>2014年4月 三井物産株式会社 鉄鋼製品本部鉄鋼製品事業部長<br>2019年4月 同社 事業統括部投資総括室長<br>2021年4月 同社 理事、台湾三井物産股份有限公司 董事長<br>2024年5月 大和工業株式会社入社<br>常務執行役員グローバル事業推進部長(現任) | -                                    |

| 候補者<br>番号 | ふ<br>り<br>が<br>な<br>氏<br>名<br>(生年月日)    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                 | 所有する<br>株式の<br>株数 |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 8         | さとう きよし<br>佐藤 清<br>(1952年7月2日生)<br>【新任】 | 1975年4月 当社入社<br>2015年6月 常務取締役<br>2020年5月 株式会社吉美 代表取締役<br>2020年6月 当社取締役退任<br>2025年5月 株式会社吉美 代表取締役退任<br>2025年5月 大和工業株式会社 顧問(現任) | 1,000株            |

- (注) 1. 当社は、尾寄朋史氏が常務執行役員グローバル事業推進部長を務め、佐藤清氏が顧問を務める大和工業株式会社との間で、本資本業務提携契約を締結しております。また、当社は、大和工業グループの物流業務を請け負っております。その他、尾寄朋史氏及び佐藤清氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、その他の各候補者との間にも、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
- 当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。
- なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

### ＜株主提案（第3号議案から第5号議案まで）＞

第3号議案から第5号議案までは、株主である株式会社富洋海運（以下、「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。議案の要領及び提案の理由は、形式的な修正を除き、提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま記載しております。

なお、提案株主の議決権の数は、539個（議決権比率は、4.53%）であり、共同保有者として提案株主の完全子会社である堂島汽船株式会社の議決権の数は1,196個（議決権比率は、10.04%）であります。

株主提案である第5号議案「剰余金処分の件」は、会社提案である第1号議案「剰余金処分の件」の対案として、両立しない関係にあります。従いまして、双方に賛成された場合には、第1号議案及び第5号議案への議決権の行使は、いずれも無効としてお取扱いいたしますので、ご留意ください。

当社取締役会は、本株主提案のすべての議案に反対いたします。

### 第3号議案 定款一部変更の件（「買収防衛策導入等の手続」の新設）

#### ① 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替える。

#### 第7章 買収防衛策導入等の手続 (買収防衛策導入等の手続)

- 1 当会社が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、第三者による大規模買付行為その他の買収行為に備えて情報提供、検討、対抗措置の要件等を定める買収防衛策を導入、継続、変更および廃止(以下「導入等」という。)しようとするときは、その導入等の決定は株主総会決議によらなければならない。
- 2 前項に定める株主総会決議は、会社法第309条第2項に規定する特別決議をもって行うものとする。
- 3 第1項の決議により導入された買収防衛策の有効期間は、第1項の決議後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、以後も同様とする。

## ② 提案の理由

買収防衛策は濫用的な買収者による買収から企業価値を守る有用な手段である一方、導入・発動等の裁量が経営陣にある場合、自らの地位の保全のため用いられ、株主共同の利益を毀損する危険性が高い。そこで、本議案では、①買収防衛策を導入、継続、変更及び廃止するためには株主総会の特別決議を必須とし、②その有効期間を1年に限定し、毎年株主総会で更新する旨の決議を義務付けることを求めるものである。これにより、取締役会のみでの判断では買収防衛策の導入やその変更、更新・継続ができず、株主が毎年その必要性和内容を検証・統制することができる体制が整うことになる。このように、株主にとって不必要な買収防衛策の導入を防ぎ、真に株主価値が毀損される場合にのみこれが導入等されることを担保することができる。本議案は買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止に係る透明性の向上と説明責任を果たすためのものであり、中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保するものである。

## ○当社取締役会が第3号議案に反対する理由

本議案は、①買収防衛策を導入、継続、変更及び廃止するためには株主総会の特別決議を必要とすること、②買収防衛策の有効期間を1年に限定し、毎年株主総会で更新する旨の株主総会の特別決議を義務付けることをそれぞれ内容とする条文を定款に定めることを提案するものです。

当社は、第三者による当社に対する買収の提案（以下、「買収提案」といいます。）に応じるか否かに関し、買収提案が当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益の向上に資する真摯なものであれば、何らこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきであると考えております。また、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下、「企業買収行動指針」といいます。）においても整理されているとおり、買収防衛策に基づく対抗措置の発動は、会社の経営支配権に関わるものであることから、買収防衛策の導入等又はこれに基づく対抗措置の発動において株主総会における承認を得る必要があると考えております。

一方で、企業買収行動指針においては、買収提案の中には、対象会社や対象会社の株主に対して必要な時間や情報が提供されずになされる買収提案や、対象会社や対象会社の株主の犠牲のもとに不当な利益を得ることを目的となされる買収提案が存在するところ、当該買収提案は対象会社の企業価値ひいては株主の共同利益を損なう可能性があるとしてされております。そして、上記のような買収提案がなされた場合、対象会社の株主に検討のための十分な情報や時間を提供するとともに、取締役会に買収者に対する交渉力を付与し、買収者や第三者からより良い買収条件を引き出すために買収防衛策を導入することが適法であると認められる場合もあるとされています。そして、実務上は、上記のような「有事」における買収防衛策の導入にあたって株主総会を開催することの時間的な制約から取締役会の決議のみをもって買収防衛策を導入する事例もあるところ、企業買収行動指針においても買収防衛策の導入にあたり常に必ず株主総会の事前の承認決議が必要であると整理されているわけではありません。

当社としては、買収防衛策の導入等にあたり株主総会の承認決議を定款で一律に要求した場合、当該株主総会の承認がなされるより前に、当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益が毀損される可能性がある買収が完了してしまうケースが生じ得ることを懸念しております。さらに、実務上及び関連する裁判例においても、買収防衛策の導入又はこれに基づく対抗措置の発動における株主総会に関する決議は、株主総会の普通決議で足りると考えられているところ、買収防衛策の導入等にも株主総会の特別決議を一律に要求する本議案は、当社が迅速、機動的かつ臨機応変に買収防衛策を導入等することを妨げる可能性があることから、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を阻害するおそれが否定できないと考えております。

**以上の理由により、当社は、第3号議案に反対いたします。**

## 第4号議案 定款一部変更の件（「取締役選任基準」の新設）

### ① 議案の要領

当社の定款「第4章 取締役および取締役会」の章に第20条として以下の条文を新設し、現行定款第20条以降を各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替える。

#### (取締役選任基準)

当会社の取締役は、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るための適切なコーポレートガバナンスに関する知識・経験・理解を有する者の中から選任するものとする。

### ② 提案の理由

提案株主は、2025年2月28日付で、当社に対して、当社の少数株主の利益を保護する観点から、以下を含む適切な情報開示を要請したが<URL:<http://www.fuyokkk.co.jp/>>、当社取締役会はこれに応じなかった。提案株主としては、当社が株主に対して開示することが適切かつ必要な情報の開示を怠っていることから、当社の取締役会が、コーポレートガバナンスについての正しい理解に基づいた運営が行われていないと強く懸念している。

- 当社自らが認める大和工業株式会社及びその子会社(以下「大和工業グループ」という。)との取引集中リスクを拡大してまで大和工業グループとの間の資本提携及び業務提携(以下「本資本業務提携」という。)に踏み切ったことの合理性
- 2024年10月18日より開始された堂島汽船株式会社による貴社株式に対する公開買付けの公開買付け期間中に、突如、本資本業務提携の協議を開始・公表した経緯と意図
- 本資本業務提携に至る検討のプロセス、スキームの選定理由、貴社に及ぼすリスク等、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」(以下「買収行動指針」という。)の内容等に沿って開示をしなかった理由
- 堂島汽船株式会社との2024年12月の質疑応答に関する情報を開示しなかった理由

近年は株式会社東京証券取引所が制定した「コーポレートガバナンス・コード」、買収行動指針などを通じ、取締役会の実効性の向上・株主に対する説明責任の強化が強く要請されている。こうした環境下で、取締役は適切なコーポレートガバナンスに関する知識・経験・理解を有する者の中から選任する旨を定款に規定することでこれを明確にし、コーポレートガバナンスの質的向上と企業価値の中長期的な最大化が実現すると考える。

#### ○当社取締役会が第4号議案に反対する理由

当社の2024年11月13日付コーポレートガバナンス報告書※1（以下、「コーポレートガバナンス報告書」といいます。）及び2025年4月30日に最終改正された「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」※2（以下、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます。）に記載のとおり、当社は、取締役会の機能の妥当性、客観性、透明性の確保の担保及びその説明責任の仕組みを充実させる観点から、取締役候補者について、取締役会の諮問機関であり代表取締役の任命により業務執行取締役複数名で構成される諮問委員会において審議・検討した後に、当該審議・検討を踏まえて、独立社外取締役2名のみで構成される独立審議会においてさらに取締役候補者を審議・検討しております。諮問委員会及び独立審議会の意見も踏まえて、監査等委員でない取締役の選解任等について意見陳述権を有し、また、監査等委員である取締役の選解任等についてもその構成員が意見陳述権を有する監査等委員会において取締役候補者を審議・検討の上、諮問委員会並びに独立審議会及び監査等委員会による適切な関与及び助言を踏まえて、取締役会で取締役候補者を決定することとしております。

そして、コーポレートガバナンス報告書及びコーポレートガバナンス・ガイドラインに記載のとおり、当社は、取締役候補者の選任にあたっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、取締役候補者が豊富な知識・経験と当社の経営に関する深い知見や高度な社会的信用を有し、取締役にふさわしい能力、人格・専門性を備えた者であることを基準としております。具体的には、業務執行取締役においては、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識と経験を有し、更には十分な社会的信用を保持できる者を選定しており、監査等委員である取締役においてはその過半数を独立性の高い社外取締役とすることを基本とし、監督機能を十分に発揮するため、上場企業として必要不可欠な分野である財務・会計・法務に関する知識を有する者、総合的に高い見識や豊富な経験を有する者を選定しております。

本議案は、当社の定款に、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るための適切なコーポレートガバナンスに関する知識・経験・理解を有する者から当社取締役を選任することを規定することを求めるものです。しかしながら、上記のとおり、当社は、諮問委員会並びに独立審議会及び監査等委員会による適切な関与及び助言を踏まえつつ、取締役候補者を選定しており、現在においても当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るための適切なコーポレートガバナンスに関する知識・経験・理解を有する取締役候補者の選任が確立した実務運用として行われております。すなわち、当社においては、株主提案に係る取締役選任基準に則した取締役の選任が既に実際に行われているのであり、定款において重ねて取締役の選任に関する基準を定める必要はないと考えております。

**以上の理由により、当社は、第4号議案に反対いたします。**

なお、提案株主は、当社が株主に対して開示することが適切かつ必要な情報の開示を怠って

いると主張しておりますが、当社は適用のある法令等に基づき、適時適切かつ必要な情報開示を行っており、提案株主の主張は適切でないと考えております。当社としては、今後も開示すべき事実が発生した場合には、適用のある法令等に従って、適時適切な開示に努めてまいります。

- ※1 <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/CGK010010Action.do?Show=Show>（東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「兵機海運」又は「コード」に当社証券コード「9362」（半角）を入力・検索し、ご確認ください。）
- ※2 <https://www.hyoki.co.jp/contents/ir/index.html>

## 第5号議案 剰余金処分の件

### ① 議案の要領

当社の第82期の期末配当については、本定時株主総会に取締役会が提案する剰余金処分に係る議案に代えて、以下のとおり、普通株式1株当たり55円とする。その上で、減額した額に概ね相当する額である7,200万円を船員雇用環境改善準備金として積み立てる。準備金は運航船舶における船員の勤務環境を向上させる施策に全額充当するものとする。

#### <期末配当に関する事項>

##### i) 配当財産の種類

金銭

##### ii) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円(配当総額は、1株当たり配当額に2025年3月31日現在の当社発行済普通株式総数(自己株式を除く。)を乗じて算出した額)

##### iii) 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

##### iv) 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して3週間後の日

#### <その他の剰余金の処分に関する事項>

##### i) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 72,000,000円

##### ii) 増加する剰余金の項目とその額

船員雇用環境改善準備金 72,000,000円

### ② 提案の理由

当社の主力ビジネスである内航海運においては、船員の雇用が重要な要素である。近年内航船員の有効求人倍率は高止まりし、人材確保と定着は業界全体が抱える経営課題である。他社に先んじて労働環境をより魅力のあるものとすることで、優秀な船員や人材を確保することを一層可能となる。本議案は配当を会社提案の額(1株115円(予定))から55円へ一時的に減額し、その差額となる総額7,200万円を船上における船員の環境改善のために積み立てることを提案するものである。但し、配当額の抑制は一時的なものであり、人的資本の領域での投資を通じて生産性や事業の安定性を高めることで、中期的には収益性の改善を通じて株主や従業員を始めとしたステークホルダーへ還元する余地を拡大させることを企図している。

また、提案株主は、自らの海外ネットワークや資金を提供し、当社とのシナジー創出による海外事業拡大を支援することも計画している。事業シナジーにより内航ビジネスを含めて将来キャッシュフローを増大させ、結果として中長期的に株価・株主価値が向上すると確信しているため、本議案を提案した次第である。

### ○当社取締役会が第5号議案に反対する理由

当社は、2025年度から2027年度の3年間を対象期間とする新中期経営計画（以下、「新中期経営計画」といいます。）を作成し、2025年4月30日付で公表いたしました。新中期経営計画において、株主還元・配当方針に関し、企業業績及び今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な株主還元を行うことを掲げております。また、当社は、安定配当を基本とし、EPS（1株当たり当期純利益）が100円を上回る場合は、配当性向30%以上又は1株当たり50円のいずれか高い基準での配当施策を実施することとしております。

当社は、2025年4月30日付で開示いたしました2025年3月期決算短信において、2025年3月期にEPS（1株当たり当期純利益）が100円を超えていることから、上記の株主還元・配当方針に従い、2025年3月期の株主の皆様への年間配当を当社普通株式1株当たり115円（配当性向31.6%）と公表いたしました。

一方で、提案株主は、当社の2025年3月期の期末配当を、当社普通株式1株当たり55円に減額し、差額に概ね相当する額である7,200万円を船員雇用環境改善準備金として積み立て、運航船舶における船員の勤務環境を向上させる施策に全額充当する旨を提案しております。

しかしながら、当該施策の具体的な内容は株主提案から明らかではありません。

当社としては、船員の勤務環境等の向上は当社の持続可能な事業成長及び中長期的な企業価値向上から必要であると考えており、当社は兵機海運株式会社船主会と共同で七洋船舶管理株式会社を設立の上、2013年より、内航事業業界共通の課題である船員の高齢化及び人員不足を解決するために、船員の勤務環境の向上、船員の確保及び育成等の諸施策を実施するとともに、「船員育成船舶」に適合する新造船を建造する等の具体的な施策を講じております。

当社においても、引き続き船員の勤務環境等の向上のための施策を検討する意向ですが、当社として既に上記の具体的な各施策を実施していることを踏まえれば、当社が公表している株主還元・配当方針を変更し、2025年3月期の株主の皆様への年間配当を減額してまでも、提案株主が提案する準備金の創設を行う必要性は現時点において乏しいと考えております。

**以上の理由により、当社は、第5号議案に反対いたします。**

以 上

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、幅広い分野で物価が上昇するインフレ経済の局面に入りました。前半は物価上昇に賃上げが追い付かず個人消費が足踏みしたものの、7月には日経平均が史上最高値を更新し、期中以降は実質賃金の改善により国内消費に復調が見られました。また、好調なインバウンド需要も国内消費の押し上げに一定の影響を与えました。一方で、期末にかけては、ウクライナ情勢及び中東情勢の停戦を巡る交渉の難航ならびに米国新政権の関税政策等により、先行きに不安定感が懸念される状況で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社は「安全・迅速・信頼」をモットーに、国民生活と企業活動のライフラインを支える物流業者として、如何なる時世にも顧客に対する輸送責任を果たす「堅実な兵機」との信頼を得るべく、事業展開を進めてまいりました。

内航事業では、上昇が続く運航コストを改善するため、運賃改定交渉を継続実施しました。また、所属船団数を維持して輸送責任を果たすため、傭船料改善や新規傭船開拓に努めました。

外航事業では、前期好調であった建機輸送が、下期以降は競合により取扱いが減少しました。一方で、台湾及び韓国向けの取扱いは堅調に推移し、スポット案件獲得も収益に寄与しました。

港運事業では、為替変動や景気低迷が続く中国発着貨物減少の影響などもありましたが、他部門と連携し新規案件獲得に努め、通関取扱いは輸出入ともに前期並みの件数となりました。

倉庫事業では、兵庫埠頭物流センターの減価償却費が負担となった事に加え、労務費上昇も利益を圧迫しました。また、契約期間終了による物量減少もあり苦戦しました。

これらの結果、当事業年度の実績は、次のとおりとなりました。

当社は、前中間期（2023年10月）に、港運事業の船会社費用を売上から立替金へ変更しました。当事業年度はこの変更が通期にわたり影響したため、売上高は13,726百万円（前期比909百万円減 93.8%）と減収となりましたが、原価も同額減少したため営業利益には影響せず、営業利益は548百万円（前期比28百万円増 105.4%）となりました。一方で、前期は営業外収益として貸倒引当金戻入額89百万円を計上しましたが、当事業年度はそのような特殊要因はなく、経常利益は618百万円（前期比60百万円減 91.1%）となりました。これらの結果、当期純利益は、435百万円（前期比77百万円減 85.0%）となりました。

(事業の成果)

| 取扱輸送量   | 売上高       | 営業利益   | 経常利益   | 当期純利益  |
|---------|-----------|--------|--------|--------|
| 3,553千屯 | 13,726百万円 | 548百万円 | 618百万円 | 435百万円 |

■内航事業

運航コストの上昇が続くなか、適正運賃への改定を顧客へ継続交渉をするとともに、当社所属船団を維持し、安定的な輸送サービスを提供し続けるため、各船主への定期傭船料の増額実施及び船主と一体となり新造船を就航させました。また、航海期間の短い輸送にはトリップ傭船の積極的な配船や輸送ニーズに応じて台船を使用したプラント輸送などにより、収益の底上げと利益率改善を実施しました。一方で、主要顧客の工場設備の更新にともなう出荷休止期間があり、輸送取扱量が減少したこと及び社舩員不足による不稼働期間もあり、売上は伸び悩みました。

結果としまして、取扱量が1,777千ト（前期比 97.5%）と減少しました。売上高は6,855百万円（前期比74百万円減 98.9%）と微減となりましたが、営業利益は339百万円（前期比31百万円増 110.1%）と増益になりました。

■外航事業

韓国、台湾向けの鉄鋼製品は堅調な取扱いで前年並みで推移し、設備輸送案件などスポット貨物は順調に取扱いを伸ばしました。また、円安レートによる影響でドル建て海上運賃の売上にプラス効果が表れ、収益の下支えとなりました。一方で、外航事業の主力貨物の一つである中国、中央アジア向けの建機輸送は、当事業年度後半にかけてRORO船との集荷競争により前年対比で取扱量が減少しました。

結果としまして、売上高は1,490百万円（前期比196百万円増 115.2%）、営業利益は235百万円（前期比134百万円増 232.8%）と増収増益になりました。

■港運事業

欧米各国が利下げに向かうなか、日本は利上げ機会を伺う展開により歴史的な円安がひと段落しました。また、日本の主要な貿易相手国である中国経済の停滞などもあり、輸出入取引を行う当社顧客にとって、取引形態や貿易相手国の見直しなどが顕在化してきました。当社営業の中核を担う港運事業は他のセグメントと共同セールスを実施し、新規案件の獲得に努めました。なお、トラック運送料、倉庫作業料などの費用が増加しており、また一般管理費も上昇傾向にありますので、価格改定の交渉を粘り強く実施しましたが、利益改善には至りませんでした。

結果としまして、売上高は3,716百万円（前期比1,103百万円減 77.1%）となり、営業損失は18百万円（前期は営業利益101百万円）と減収減益になりました。

## ■倉庫事業

兵庫埠頭物流センターの減価償却費の負担、また、作業員人件費及び資材費高騰なども利益を圧迫しました。危険品貨物取扱いやISOタンクコンテナの保管収益は堅調に推移しましたが、一方で、神戸、大阪地区の一般貨物は伸び悩んだ事と、契約期間終了による物量減少もあり全体的なカバーには至りませんでした。神戸物流センター、兵庫埠頭物流センター両倉庫間の一体運営による取扱い貨物の配置換え、需要が見込めるISOタンクコンテナ蔵置場や定温倉庫の拡大、効率的な人員の配置など神戸地区倉庫事業の運用の見直しが課題となりました。

結果としまして、売上高は1,664百万円（前期比71百万円増 104.5%）となり、営業損失は8百万円（前期は営業利益8百万円）と増収減益になりました。

## ■事業別実績

| 事業区分 | 取扱輸送量   | 売上高       | 営業利益   |
|------|---------|-----------|--------|
| 内航事業 | 1,777千屯 | 6,855百万円  | 339百万円 |
| 外航事業 | 126千屯   | 1,490百万円  | 235百万円 |
| 港運事業 | 1,448千屯 | 3,716百万円  | △18百万円 |
| 倉庫事業 | 201千屯   | 1,664百万円  | △8百万円  |
| 合計   | 3,553千屯 | 13,726百万円 | 548百万円 |

## (2) 対処すべき課題

次期の経営環境の見通しにつきましては、国内は食料品や生活必需品の断続的な値上げが続いておりますが、物価上昇率を上回る実質賃金の改善が継続されれば、個人消費は緩やかな上昇が続くと予想されます。また、企業間取引における価格転嫁の商習慣が定着すれば、国内企業の設備投資も人手不足対応やサプライチェーンの見直しにより、持ち直しが続くと予想されます。一方で、海外に目を向けると米国政策による関税引き上げにともなう貿易摩擦の激化、地政学リスクの高まりなどの不確定要素による日本経済及び世界経済に及ぼす悪影響が懸念されます。

そのような状況下、内航事業では船舶運航費用の増加による収益悪化、船員不足及び船員高齢化によるオーナー船主の廃業が課題となっております。安定した責任輸送を果たすには、当社所属船団の維持及び新規船主を迎え入れて船団を増強する施策が不可欠となります。その為にも適正運賃を収受する必要がありますので、顧客に対しては継続的な運賃改定交渉を実施するとともに、当社はオペレーターとして所属船団の船主経済も改善するように協力していきます。また、無事故無災害の継続及び船員の労務環境の改善に向けた積極的な設備投資を推進し、慢性的な船員、船員不足に対策を講じ、船舶不稼働による収益機会損失を軽減してまいります。

外航事業では、中国、中央アジア向けの建機輸送はRORO船との受注競争が厳しくなってきたり、建機以外の受注開拓が課題となっておりますので、鉄鋼、設備機器、ゴム製品など建機と積み合わせが出来る貨物の集荷営業を強化いたします。積み合わせにより積載率を向上させ、1航海当たりの利益率の向上も目指します。また、スポット案件の受注には、外航海上輸送だけではなく、当社の他部署と連携し、国内陸上輸送や通関業務まで含めた一貫輸送の提案をして受注拡大に努めてまいります。

港運事業では、中国経済の停滞などにより当社主要顧客の取扱いが伸び悩んでおりますので、新規取引先の拡大が課題となっております。陸上輸送を依頼する協力会社不足にともなう原価上昇や当社の一般管理費も賃金改定等により上昇しておりますので、利益率の改善が課題となっております。既存顧客へ価格転嫁を粘り強く申し入れるとともに、システムを活用した業務の効率化に努めます。また、他部署と共同で物流効率化、大型貨物の荷役提案や海陸を組み合わせたモーダルシフトの推進を実施し、取引顧客の拡大を図ります。特に、関西地区においては、大阪・関西万博後の統合型リゾート（IR）の建設も始まりますので、需要の取り込みを図ります。

倉庫事業では、港運事業に連動して普通品の取扱いが伸び悩んでおります。新設倉庫が郊外に建設され、当社倉庫の拠点となる港湾地区を通過する輸出入通関にともなう貨物の集荷が課題となっております。また、倉庫作業員の確保、人員の効率的な配置及び価格競争に巻き込まれない高付加価値貨物の取扱いが出来る人材、設備の整備が必要となっております。高収益が見込め顧客ニーズのある危険品、定温貨物及び重量貨物などの取扱量を増やせるように設備投資を行ってまいります。貨物の集荷に関しましては、営業推進部署と一体となって対外的なアピールの場を持ち、倉庫部門独自の営業も積極展開してまいります。

#### 【大和工業グループとの資本業務提携契約締結について】

当社は将来に向けての業容拡大を目的として、2025年1月31日に大和工業株式会社及び大和工業株式会社の連結子会社であるヤマトスチール株式会社との間で、資本業務提携契約を締結しました。取り組むべき業務提携の内容を着実に進め、企業価値向上を図ってまいります。

詳細は、当社ウェブサイトで公表した開示文書をご高覧ください。

[https://www.hyoki.co.jp/contents/ir/assets/img/ir\\_news/R070131\\_kaizi\\_teikei.pdf](https://www.hyoki.co.jp/contents/ir/assets/img/ir_news/R070131_kaizi_teikei.pdf)

#### 【中期経営計画の策定について】

当社は2025年をスタートとする「中期経営計画」を策定しました。「Road to 2027 “シン総合物流企業”への進化と真価」をスローガンに、お客様を中心とした柔軟な物流サービスと一気通貫物流サポート体制の確立で高収益化を実現してまいります。

詳細は、当社ウェブサイトで公表した「中期経営計画の策定について」をご高覧ください。

<https://www.hyoki.co.jp/contents/ir/index.html>

### (3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の総額は、127百万円となりました。その主なものは、神戸物流センターの設備更新費用39百万円及び1階への定温倉庫増設費用27百万円等でありま。なお、これらに必要な資金は、自己資金で賄っております。

### (4) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (5) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                     | 第 79 期<br>2022年3月期 | 第 80 期<br>2023年3月期 | 第 81 期<br>2024年3月期 | 第 82 期<br>(当連結会計年度)<br>2025年3月期 |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高                   | 16,087             | 18,387             | -                  | -                               |
| 営 業 利 益                 | 488                | 548                | -                  | -                               |
| 経 常 利 益                 | 523                | 609                | -                  | -                               |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 358                | 442                | -                  | -                               |
| 1株当たり当期純利益              | 305円94銭            | 375円07銭            | -                  | -                               |
| 総 資 産                   | 12,618             | 12,794             | -                  | -                               |
| 純 資 産                   | 3,456              | 4,000              | -                  | -                               |
| 1株当たり純資産額               | 2,942円72銭          | 3,388円51銭          | -                  | -                               |

(注) 2024年3月に連結子会社を清算結了したことにより、連結決算から単体決算に移行しました。したがって第81期及び第82期の記載は行っておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分        | 第 79 期<br>2022年3月期 | 第 80 期<br>2023年3月期 | 第 81 期<br>2024年3月期 | 第 82 期<br>(当事業年度)<br>2025年3月期 |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高      | 16,025             | 18,364             | 14,636             | 13,726                        |
| 営 業 利 益    | 490                | 560                | 519                | 548                           |
| 経 常 利 益    | 527                | 612                | 678                | 618                           |
| 当 期 純 利 益  | 363                | 438                | 512                | 435                           |
| 1株当たり当期純利益 | 309円03銭            | 370円96銭            | 431円03銭            | 364円26銭                       |
| 総 資 産      | 12,365             | 12,518             | 12,939             | 12,546                        |
| 純 資 産      | 3,248              | 3,786              | 4,609              | 4,853                         |
| 1株当たり純資産額  | 2,756円43銭          | 3,197円32銭          | 3,873円25銭          | 4,054円87銭                     |

(注) 2023年10月以降、売上高としていた船会社費用の請求項目を立替金としての請求に変更した特殊要因があり、第81期及び第82期は第80期以前と比較して大幅な減収となっております。

(6) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

内航海運業、外航海運業、港湾運送業並びに港湾運送関連事業、倉庫業、通関業、  
貨物利用運送業、輸出入貨物取扱業、国際複合輸送業

(8) 主要な営業所と従業員の状況 (2025年3月31日現在)

| 区 分            | 内航事業                              | 外航事業 | 港運事業 | 倉庫事業 | その他/管理 |
|----------------|-----------------------------------|------|------|------|--------|
| 本社 (*1)        |                                   |      |      |      | 17     |
| 本社営業部 (*1)     |                                   |      | 30   |      |        |
| 倉庫部 (*1)       |                                   |      |      | 50   |        |
| 通関部 (*1)       |                                   |      | 11   |      |        |
| 内航海運部 (*2)     | 18                                |      |      |      |        |
| 東京支店 (東京都中央区)  |                                   |      | 6    |      |        |
| 大阪支店 (大阪市住之江区) |                                   |      | 17   | 6    |        |
| 姫路支店 (姫路市飾磨区)  | 38                                |      | 2    | 24   |        |
| 中国支店 (岡山県倉敷市)  |                                   |      | 6    |      |        |
| 外航部 (*3)       |                                   | 12   |      |      |        |
| 合 計            | 56名                               | 12名  | 72名  | 80名  | 17名    |
|                | 237名 <11名減> 平均年齢45.3歳 平均勤続年数16.3年 |      |      |      |        |

- (注) 1. \*1印は神戸市中央区港島の神戸物流センター内に所在しております。なお、倉庫部は神戸物流センター内と兵庫埠頭物流センター (神戸市兵庫区) の各事業所に所在しております。また、通関部は本社内と大阪支店内の事業所に所在しております。
2. \*2印の内航海運部は地区別の事業部からなり、本社・姫路・中国・東京の各事業所に所在しております。
3. \*3印の外航部は、本社 (運航・国際輸送) と東京支店 (営業) の事業所に所在しております。
4. 従業員数は、就業人員であり、パート及び出向社員数は除いております。
5. 合計欄<>内は前事業年度末比較を表します。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

| 借 入 先                   | 当事業年度末現在の借入額 |
|-------------------------|--------------|
| 株 式 会 社 み な と 銀 行       | 976百万円       |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行       | 935百万円       |
| 株 式 会 社 百 十 四 銀 行       | 620百万円       |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 565百万円       |

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況

#### ① 株式数と株主数 (2025年3月31日現在)

| 発行可能株式総数   | 発行済株式の総数                       | 株主数                  |
|------------|--------------------------------|----------------------|
| 4,000,000株 | 1,224,000株<br>(自己株式27,157株を含む) | 1,201名<br>(前期比625名減) |

#### ② 大株主 (上位10名)

| 株主名            | 持株数      | 持株比率   |
|----------------|----------|--------|
| 大和工業株式会社       | 174,800株 | 14.61% |
| 堂島汽船株式会社       | 119,654株 | 10.00% |
| ふたば会 (取引先持株会)  | 63,715株  | 5.32%  |
| 株式会社富洋海運       | 53,900株  | 4.50%  |
| 有限会社山広運輸興業     | 31,600株  | 2.64%  |
| 兵機海運株式会社従業員持株会 | 29,846株  | 2.49%  |
| 大東洋治           | 26,100株  | 2.18%  |
| 野村證券株式会社       | 21,176株  | 1.77%  |
| 平井清隆           | 20,300株  | 1.70%  |
| 虹技株式会社         | 15,000株  | 1.25%  |

- (注) 1. 当社は、自己株式として27,157株を保有しておりますが、表記はしておりません。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

#### ③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

|                              | 株式数    | 交付対象者数 |
|------------------------------|--------|--------|
| 取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) | 6,800株 | 7名     |

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. 会社の状況に関する事項 (2) 会社役員の状況 ④ 取締役の報酬等」に記載しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2025年3月31日現在)

| 地 位               | 氏 名   | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況       |
|-------------------|-------|-------------------------------|
| 代表取締役会長           | 大東 洋治 | 兵庫海運組合理事長                     |
| 代表取締役社長           | 大東 慶治 |                               |
| 専務取締役             | 平井 清隆 | 営業本部長 安全統括担当                  |
| 取締役               | 内田 一彦 | 倉庫部長 港運・倉庫事業担当                |
| 取締役               | 松岡 和良 | 姫路支店長 内航事業担当                  |
| 取締役               | 田中 清隆 | 外航部長 兼 営業本部長 外航事業担当           |
| 取締役               | 梅崎 慎一 | 財務部長 財務担当                     |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤) | 松本 利晴 |                               |
| 社外取締役<br>(監査等委員)  | 五島 大亮 | 神戸市議会議員<br>五島公認会計士事務所代表 公認会計士 |
| 社外取締役<br>(監査等委員)  | 濱田 在人 | 濱田在人税理士事務所代表<br>社会福祉法人坂田福祉会監事 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)濱田在人氏の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)五島大亮氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)濱田在人氏は、税理士の資格を有し、税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本利晴氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)濱田在人氏の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中の役員の変動等

| 日 付            | 氏 名   | (新)                             | (旧)                                  |
|----------------|-------|---------------------------------|--------------------------------------|
| 2024年<br>4月1日  | 大東 慶治 | 常務取締役<br>営業副本部長<br>AEO総括管理部門責任者 | 常務取締役<br>営業副本部長 倉庫部長<br>AEO総括管理部門責任者 |
| 2024年<br>4月1日  | 内田 一彦 | 取締役<br>倉庫部長                     | 取締役<br>管理部担当                         |
| 2024年<br>6月27日 | 大東 洋治 | 代表取締役会長<br>兵庫海運組合理事長            | 代表取締役社長<br>兵庫海運組合理事長                 |

| 日付             | 氏名    | (新)                            | (旧)                             |
|----------------|-------|--------------------------------|---------------------------------|
| 2024年<br>6月27日 | 大東 慶治 | 代表取締役社長                        | 常務取締役<br>営業副本部長<br>AEO総括管理部門責任者 |
| 2024年<br>6月27日 | 平井 清隆 | 専務取締役<br>営業本部長<br>安全統括担当       | 代表取締役専務<br>営業本部長<br>安全統括担当      |
| 2024年<br>6月27日 | 内田 一彦 | 取締役<br>倉庫部長<br>港運・倉庫事業担当       | 取締役<br>倉庫部長                     |
| 2024年<br>6月27日 | 松岡 和良 | 取締役<br>姫路支店長<br>内航事業担当         | 取締役<br>姫路支店長                    |
| 2024年<br>6月27日 | 田中 清隆 | 取締役<br>営業本部室長 兼 外航部長<br>外航事業担当 | < 新任 >                          |
| 2024年<br>6月27日 | 梅崎 慎一 | 取締役<br>財務部長<br>財務担当            | < 新任 >                          |

7. 事業年度末日後の役員の異動等  
該当事項はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員・常勤)松本利晴氏並びに社外取締役(監査等委員)五島大亮氏及び社外取締役(監査等委員)濱田在人氏は、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。  
当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。

なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

#### ④ 取締役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について諮問委員会にて検討し、監査等委員会による意見聴取を経ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、諮問委員会及び監査等委員会での判断が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基本方針（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の報酬体系は、それぞれが担当する職務の適切な執行の対価としての基本報酬、及び企業価値の継続的な向上を目的とするインセンティブを効かした報酬の支給構成を基本方針としております。

具体的には、株主総会の決議によって総額の限度が定められた金銭での報酬体系においては、役位と職責に応じて定められる金銭固定型の基本報酬を設けるとともに、企業価値の継続的な向上、または株主との一層の経済的価値の共有を目的とするインセンティブを効かした報酬として、事業年度中の業績の達成度を算定の基とする、業績連動型の金銭報酬を賞与として位置付ける構成としております。また、前段の金銭報酬による限度枠とは別枠で、株主総会の決議において定められた非金銭による報酬体系として運用する譲渡制限付株式報酬制度は、株主との一層の経済的価値の共有を目的とし、インセンティブを効かした報酬と位置付けております。これら各報酬の支給目的と支給体系を状況に応じて適切に組み合わせることで、その効果を最大に引き出すものとします。

##### b. 個人別の基本金銭報酬の算定方法の決定の方針（与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬については、月例の金銭固定報酬と位置付け、外部専門機関の調査等に基づく同規模の他社水準及び従業員給与との均衡を勘案した上で、その上限枠を設定しております。

個々の基本報酬の額及びその算定方法の決定については、諮問委員会において各取締役の役位等を踏まえ、取締役会が定める規定に基づいて事業年度期首に検討され、監査等委員会の意見聴取の場を経た上で、取締役会において審議されます。審議結果の執行は、取締役会での合意の下に代表取締役社長に委任されます。

##### c. 個人別の業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与については、諮問委員会では当該事業年度の利益、直近3事業年度の実績

平均、従業員賞与との均衡及びその他諸般の状況を考慮して事業年度期首に検討され、監査等委員会の意見聴取の場を経た上で、事業年度中の業績の達成度合い（評価指標）に応じて、取締役会でその支給判断と総額が最終決定されます。

個々の報酬額については、概ね基本報酬の比率を基本とした配分計画のもと職務実績等を踏まえ、その配分は取締役会での合意の下に代表取締役社長に委任され、期末に支払われます。

なお、支給の評価指標としては、事業全般の業績評価を定量的に示す財務数値である経常利益を用いることとし、賞与総額の決定は経常利益の一定割合を上限として設定しております。

- d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等については、譲渡制限付の自社普通株式による報酬とし、株主との一層の価値共有を中長期にわたり実現することを目的とするインセンティブを効かした報酬体系の一環と位置付けております。当社は、株主総会の決議によって定められた金銭での報酬総額とは別枠で、同じく株主総会にて定められた譲渡制限付株式の付与のための報酬額の範囲で、業務執行をおこなう取締役に対し、金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させて、譲渡制限付株式を割り当てます。なお、割当のために発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間7千株以内、年額24百万円以内と定めております。1株当たりの払込金額は取締役に特に有利にならない範囲で適切な方法で算出され、株式の割当数の各対象取締役への具体的な配分についても取締役会が定める制度規程の運用により、適切に取締役会において決定されます。また、同制度による支給時期は、定時株主総会後の取締役会にて支給判断をおこない、1ヵ月以内に譲渡制限付株式を割り当て、退任退職時に制限を解除することと定めております。

- e. 固定報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である基本報酬と賞与としての業績連動報酬については、諮問委員会による立案諮問段階で適正性、監査等委員会による事前検討で公正性、取締役会による審議決議で総合的な妥当性がそれぞれの立場で検討されるプロセスを経ております。

また、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬制度については、対象取締役の会社への誠実性が問われる報酬でもあることから、安定した業績を前提に経営陣として着実な実績の積み重ねを支給方針とした制度設計のもと、取締役会が公正な規程運用を承認するプロセスを経ております。

取締役に支払われる各報酬等の割合の決定の方針については、これらプロセスにおいて、各報酬の支給目的と支給体系を状況に応じて適切に組み合わせることで、その効果を最大に引き出すものとしております。インセンティブを効かした報酬体系においては、その目標が達成されたと判断された場合、基本報酬に対するその割合を取締役会にて協議調整することを方針としております。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（決定内容に委任に関する事項を含む。）

個人別の報酬額については取締役会の合意のもと、代表取締役社長に委任されます。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与としての業績連動報酬の評価配分並びに譲渡制限付株式報酬に係る支給対象取締役の認定及び株式無償取得すべき事由があった場合の最終判断です。金銭報酬の総額並びに個人別の報酬額は、諮問と立案の機関（諮問委員会）、事前検討の機関（監査等委員会）、審議決議の機関（取締役会）と個別機関でそれぞれの立場から精査検討されたものについて、最終の執行権限者は、明確な事由を提示しない限りそのプロセス結果を尊重しなければならない方針としております。また、譲渡制限付株式報酬は、定められた規程に基づく適切な運用実施を遵守する方針としております。

- g. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、金銭（固定）報酬のみとしております。監査等委員である取締役の個々の基本報酬の額については、監査等委員である取締役の協議によって決定されます。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                         | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |             |            | 対象となる<br>役員の数<br>(名) |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|----------------------|
|                             |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                      |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち、社外取締役) | 90<br>(-)       | 66<br>(-)       | 8<br>(-)    | 14<br>(-)  | 7<br>(0)             |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち、社外取締役)    | 12<br>(4)       | 12<br>(4)       | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 3<br>(2)             |
| 合 計<br>(うち、社外取締役)           | 102<br>(4)      | 78<br>(4)       | 8<br>(-)    | 14<br>(-)  | 10<br>(2)            |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益600百万円であり、その実績は618百万円です。当該指標を選択した理由は、事業全般の業績を定量的に確認し、評価できるからであります。当社の業績連動方式は、職位別の基本報酬に対して一定割合を上限に算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付の当社普通株式であり、割当ての際の条件等は、「2.会社の状況に関する事項 (2)会社役員状況 ④取締役の報酬等 イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等 d.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.会社の状況に関する事項 (1)株式の状況 ③当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。

4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名です。  
また、上記金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第78回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額24百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名（うち、社外取締役は3名）です。
6. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退任時打ち切り支給決議（2005年6月28日開催の第62回定時株主総会決議）に係る役員に対し、当事業年度末現在で取締役2名分11百万円が未支給となっております。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の基本報酬の金額及び業績結果に応じた賞与の評価配分は、取締役会合意のもと、代表取締役社長大東慶治に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、担当する役割に応じた職責と職務実績等について評価を行うには、代表取締役社長が適任と判断したためであります。また、権限が適切に行使されるようにするため、委任された内容の決定にあたっては、事前の個別機関で精査検討されたプロセス結果を明確な事由を提示しない限り尊重しなければならない方針としております。なお、監査等委員である取締役の基本報酬の額は監査等委員である取締役の協議により決定しており、賞与金額については取締役への賞与支給に準じた内容にて監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

- ・ 取締役(監査等委員)五島大亮氏は、五島公認会計士事務所代表を兼ねております。当社と同事務所との間に取引等の関係はありません。
- ・ 取締役(監査等委員)濱田在人氏は、濱田在人税理士事務所代表及び社会福祉法人坂田福祉会監事を兼ねております。当社と同事務所及び同法人との間に取引等の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                      | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役（監査等委員）<br>五島大亮 | 当事業年度中に開催された取締役会17回のうち15回に、また監査等委員会13回のうち12回に出席しました。<br>公認会計士・税理士としての専門的見識を備え、当社経営から独立した客観的な立場で、取締役の意思決定とその業務執行について、適正性の確認及び監督を行っております。<br>取締役会において、定量的な観点から経営計画や事業計画について助言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、当社の管理会計の方針等に必要の発言を行ったほか、堂島汽船株式会社による株式公開買付及び大和工業グループとの資本業務提携に際して設置された特別委員会の委員長として、慎重に審議を行い、取締役会に対して答申を行いました。 |

|                      | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役（監査等委員）<br>濱田在人 | <p>当事業年度中に開催された取締役会17回のうち16回に、また監査等委員会13回のうち12回に出席しました。</p> <p>税務及び会計に関する専門家として、当社経営から独立した客観的な立場で、企業税務に関するアドバイスや財務諸表上の適正性の検討及び監督を行っております。</p> <p>取締役会において中長期経営計画や債務保証先の財政状態について意見を述べ、監査等委員会において、消費税処理の妥当性や幹部人事について必要な発言を行ったほか、堂島汽船株式会社による株式公開買付及び大和工業グループとの資本業務提携に際して設置された特別委員会の委員として、慎重に審議を行い、取締役会に対して答申を行いました。</p> |

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称及び報酬等の額

| 会計監査人の名称：あると築地有限責任監査法人    |       |
|---------------------------|-------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 13百万円 |
| ・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ② 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は配当方針を「企業業績および今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な配当」と定めております。安定配当を基本としつつEPS(1株当たり当期純利益)が100円を上回る場合は、配当性向30%以上または1株当たり50円のいずれか高い基準での配当を実施させていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額            | 科 目                      | 金 額           |
|-------------------|----------------|--------------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>    |                | <b>負 債 の 部</b>           |               |
| <b>流 動 資 産</b>    | <b>3,907</b>   | <b>流 動 負 債</b>           | <b>3,618</b>  |
| 現金及び預金            | 1,977          | 支払手形                     | 104           |
| 受取手形              | 29             | 買掛金                      | 988           |
| 売掛資産              | 1,378          | 短期借入金                    | 1,966         |
| 契約資産              | 8              | リース負債                    | 25            |
| 短期貸付              | 78             | 未払金                      | 83            |
| 貯蔵品               | 31             | 未払法人税等                   | 159           |
| 前払費用              | 25             | 未払消費税                    | 20            |
| その他金              | 378            | 預り金                      | 90            |
| 貸倒引当金             | △3             | 契約負債                     | 10            |
| <b>固 定 資 産</b>    | <b>8,639</b>   | 賞与引当金                    | 169           |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>(6,356)</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>4,074</b>  |
| 建物・建物付属設備         | 2,952          | 長期借入金                    | 3,262         |
| 構築物               | 190            | リース負債                    | 11            |
| 機械及び装置            | 11             | 繰延税金負債                   | 261           |
| 船舶                | 536            | 退職給付引当金                  | 521           |
| 車輜運搬器具            | 14             | 未払役員退職慰労金                | 11            |
| 器具・備品             | 22             | 船舶修繕引当金                  | 6             |
| 土地                | 2,566          | <b>負 債 合 計</b>           | <b>7,693</b>  |
| 建設仮勘定             | 27             | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| リース資産             | 34             | <b>株 主 資 本</b>           | <b>3,700</b>  |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>(60)</b>    | 資本剰余金                    | 612           |
| 借地権               | 4              | 資本剰余金                    | 34            |
| 電話加入権             | 9              | 資本準備金                    | 33            |
| 施設利用権             | 0              | その他資本剰余金                 | 0             |
| リース資産             | 13             | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>3,112</b>  |
| ソフトウェア            | 33             | 利益準備金                    | 153           |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>(2,222)</b> | その他利益剰余金                 | 2,959         |
| 投資有価証券            | 2,078          | 別途積立金                    | 600           |
| 関係会社株             | 20             | 繰越利益剰余金                  | 2,359         |
| 長期貸付              | 26             | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△58</b>    |
| 長期保証              | 35             | 評価・換算差額等                 | 1,152         |
| その他金              | 80             | その他有価証券評価差額金             | 1,131         |
| 貸倒引当金             | △18            | <b>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益</b>     | <b>20</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>    | <b>12,546</b>  | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>4,853</b>  |
|                   |                | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>12,546</b> |

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 13,726 |
| 売上原価         |     | 11,088 |
| 売上総利益        |     | 2,638  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 2,090  |
| 営業利益         |     | 548    |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息         | 1   |        |
| 受取配当金        | 87  |        |
| 受取出向料        | 3   |        |
| 貸倒引当金戻入額     | 0   |        |
| その他          | 23  | 115    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 38  |        |
| その他          | 7   | 45     |
| 経常利益         |     | 618    |
| 特別利益         |     |        |
| 震災関連連保険金     | 2   |        |
| 投資有価証券売却益    | 9   | 11     |
| 特別損失         |     |        |
| 震災関連連費用      | 6   | 6      |
| 税引前当期純利益     |     | 623    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 232 |        |
| 法人税等調整額      | △44 | 188    |
| 当期純利益        |     | 435    |

# 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

兵機海運株式会社  
取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人  
大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 松山元浩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 川島淳一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兵機海運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

兵機海運株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 松 本 利 晴 ㊟

監査等委員(社外取締役) 五 島 大 亮 ㊟

監査等委員(社外取締役) 濱 田 在 人 ㊟

(注) 監査等委員五島大亮及び濱田在人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

<MEMO>

# 株主総会会場ご案内図



会場

神戸市中央区港島中町  
六丁目9番1号

神戸国際会議場 4階



交通

JR線三ノ宮駅、阪急線及び  
阪神線神戸三宮駅より  
ポートライナー／

「市民広場駅」

下車 徒歩 2分

